

(第2部) 間接オークション下での 日本卸電力取引所(JEPX)利用について

2017年6月14日 一般社団法人日本卸電力取引所

間接オークションの導入…



連系線利用ルールを「先着優先」から「間接オークション」に変更



相対(場外)振替供給で連系線を利用できない。

連系線は JEPXの市場を介してのみ 利用することができる。



エリア間で電力を融通している事業者は取引所を介さなくてはならなくなる。

取引会員以外の事業者は…

- 取引会員になる。
- 取引会員に委託することでエリア間の電力取引を行うことも可能。

取引所利用のイメージ(相対振替供給)









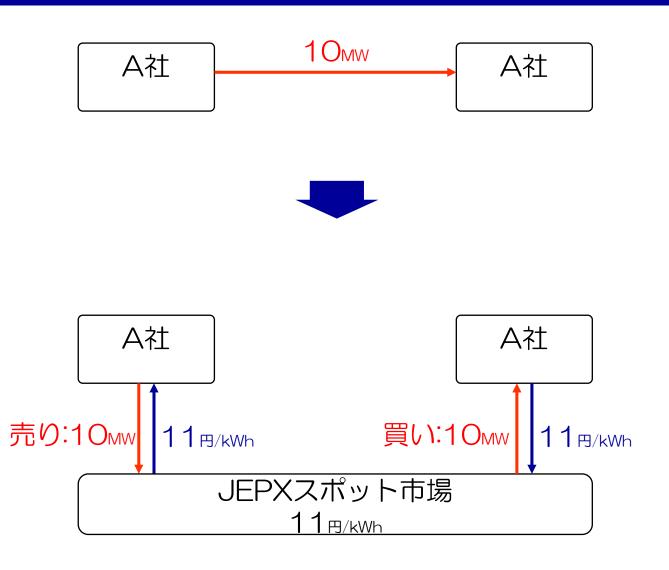
ポイント

- 連系線を跨ぐ既存の電力受給契約は「特定契約」に切替ることで, 既存の受給契約と同じ経済的効果が期待できる。
 - ▶「既存契約見直し指針」を参照
 - ✓非化石電源価値
 - ✓排出係数
 - ✓電源構成表示

etc...

取引所利用のイメージ(自社内振替供給)



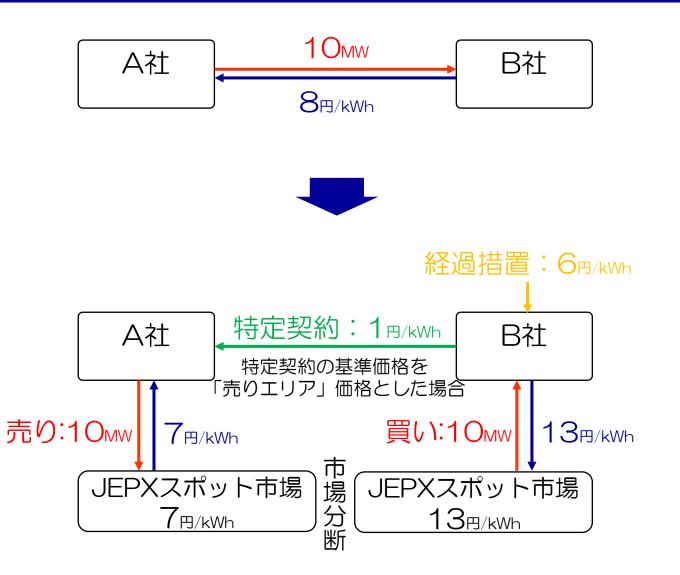


ポイント

- 自社内での連系線利用は、スポット市場に売る スポット市場に売る スポット市場がら買うで置き換え可能。
- ➡売買手数料に対する考慮
 - **✓**0.03円/kWh×売買=0.06円/kWh
 - ✓1百万円/月の定額制

取引所利用のイメージ(市場分断時-相対振替供給①)



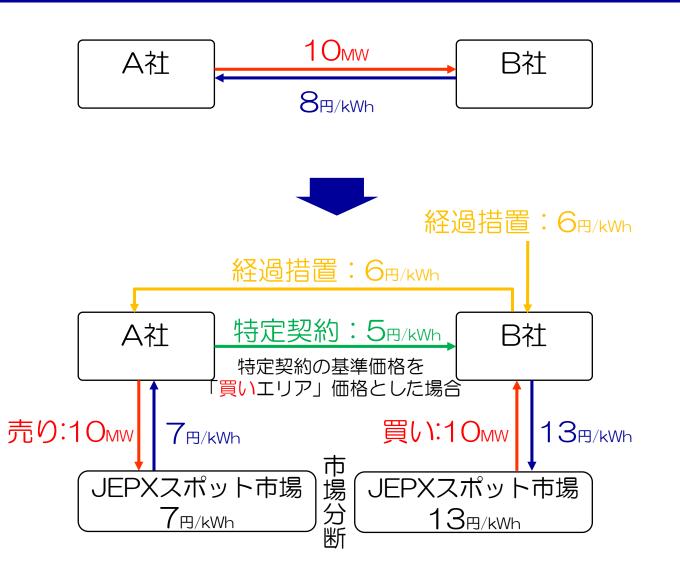


ポイント

- 市場分断した場合には経過措置付与者は経過措置により市場間値差分を補填される。
- → 経過措置を受けられる条件平成28年度の長期連系線利用計画(平成30年度~)が登録されている事業者

取引所利用のイメージ(市場分断時-相対振替供給②)



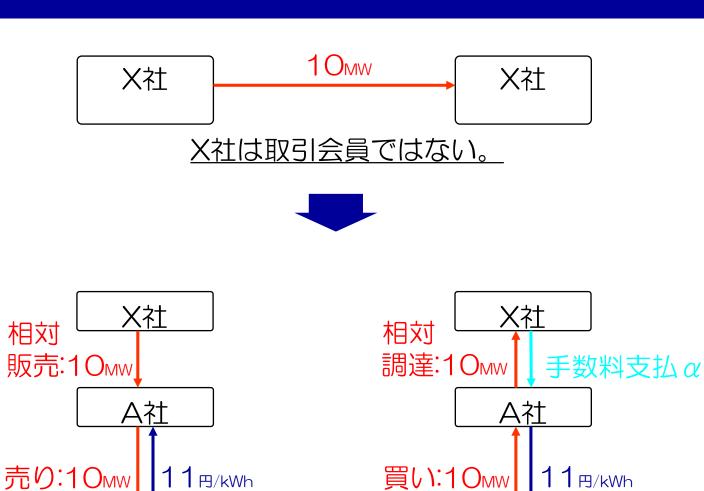


ポイント

・ 経過措置額は<u>買い手に支給</u>される。特定契約の基準価格は 「売りエリア」価格とした方 が煩雑にならない(前頁参 照)

取引所利用のイメージ(取引会員以外の利用)





JEPXスポット市場

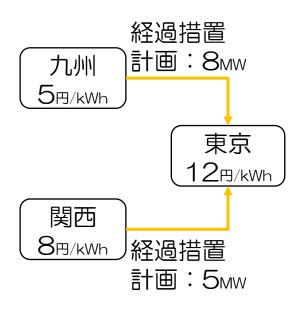
11_{四/kWh}

ポイント

- 取引会員でない事業者が連 系線を利用しようとする場合,取引会員に加入する。 (⇒P3と同じ)
- 取引会員でない事業者が連 系線を利用しようとする場合,他の取引会員に委託することでエリア間の電力取引を行うことも可能。

経過措置について 支給の条件①





東京エリアで 8+5=13mw以上の買い約定量がある場合

 : 経過措置が支給される (12円/kWh - 5円/kWh)×8,000×0.5=28,000円 (12円/kWh - 8円/kWh)×5,000×0.5=10,000円 38,000円

東京エリアで 8+5=13mw以上の買い約定量がない場合

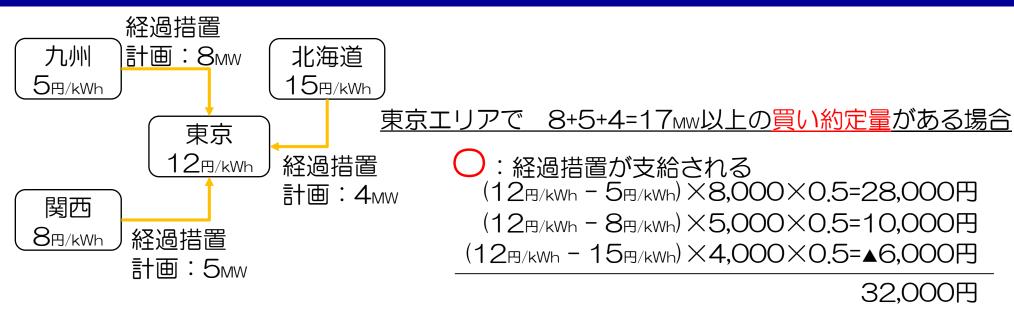
※:経過措置は一切支給されない

12mmの買い約定があっても経過措置支給額はO

▶ 経過措置計画の変更が必要 受給日の2日前に経過措置計画を提出し、 蓋然性の高い経過措置計画を登録しなければならない。

経過措置について 支給の条件②





<u>東京エリアで 8+5+4=17мw以上の買い約定量がない場合</u>

X:経過措置は一切支給されない 支給額はOとなるが、支払は残る。

(12円/kWh - 5円/kWh) ×8,000×0.5=28,000円 ⇒ 0円 (12円/kWh - 8円/kWh) ×5,000×0.5=10,000円 ⇒ 0円 (12円/kWh - 15円/kWh) ×4,000×0.5=▲6,000円 ⇒ ▲6,000円

▲6,000円

経過措置について



経過措置の検証

経過措置計画(=連系線利用計画)のもととなる電力受給契約が変更された場合は,速やかに経過措置計画も変更すること。

経過措置計画は受給日2日前に蓋然性の高い48コマ展開をした計画を提出することにより、最終的な経過措置計画が確定します。その最終的な経過措置計画値に対し、事業者の入札行動が適切に行われているか検証いたします。

→ 売り・買いエリアでの入札行動を検証します。

経過措置支給額の公表

経過措置が正しく活用されている(発電者・需要家への還元等)かを周知する目的で<u>経過措置支給額を公表します。</u>

本度毎・事業者別に経過措置支給額合計をJEPXホームページで公表します。

経過措置支給額は日々決済

経過措置支給額は、スポット取引の決済とあわせ<u>日々決済</u>します。 経過措置支給額は、<u>消費税相当額が付加</u>されます。

経過措置支給は買い手小売電気事業者

原則、経過措置支給は、経過措置計画の受電側小売事業者となります。 エリア毎にJEPXに登録する受渡契約のコードと経過措置計画の受電側コードとが合致しなければ、 経過措置支給はされません。



当説明会で説明した内容は、現時点での案を含んでおり、今後の調整・検討では変更する場合がありますので、ご了承下さい。

お問合せ先

一般社団法人日本卸電力取引所 国松

電話 : 03-5765-5477

E-Mail: to-i-a-wa-se@jepx.org